

九

文甲第一九号 昭和三十三年四月八日 閣議昭和三十三年四月九日

内閣府長官

法制局長官

内閣府副長官

内閣府副長官

中村国務大臣 井出国務大臣

江田国務大臣 永田国務大臣

灘尾国務大臣 宮澤国務大臣

神田国務大臣 正井国務大臣

杉浦国務大臣

南條国務大臣

石井国務大臣

宇田国務大臣

大久保国務大臣

川村国務大臣

小淵国務大臣

田中国務大臣

閣議 報告 事項

市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（議員提出）（文部省）

内閣

裏面白紙

衆議院（社会党）議員 平田ヒテ外三名提出

市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部
を改正する法律

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第一条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村立高等学校」を「市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下第二条の二において同じ。）町村立高等学校」に、「のみを置くもの」を「を置くもの」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 市町村立幼稚園の園長、教諭及び助教諭の給料その他の給与の二分の一は、都道府県の負担とする。

第三条中「前二条」を「前三条」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「第一条及び第二条」を「第一条から第二条の二まで」に改める。

第三十九条中「第一条及び第二条に規定する学校の校長」を「第一条に規定する学校の校長、同法第二条に規定する教諭、助教諭若しくは講師に係る学校の校長又は同法第二条の二に規定する幼稚園の園長」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理 由

指定都市の設置する高等学校の通常の課程の職員の給与と定時制の課程の職員の給与とが不均衡である実情にかんがみ、現在都道府県の負担とされている定時制の課程の職員の給与を指定都市の負担とし、及び指定都市以外の市町村立の幼稚園の振興を図るため、その職員の給与の二分の一を都道府県の負担とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部
を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十三年三月二十七日

提出者

平田 ヒデ 木下 哲 鈴木 義男

賛成者

阿部 五郎 青野 武一 赤路 友藏 赤松 勇

茜ヶ久保 重光 浅沼 稻次郎 足鹿 覺 飛鳥田 一雄

一

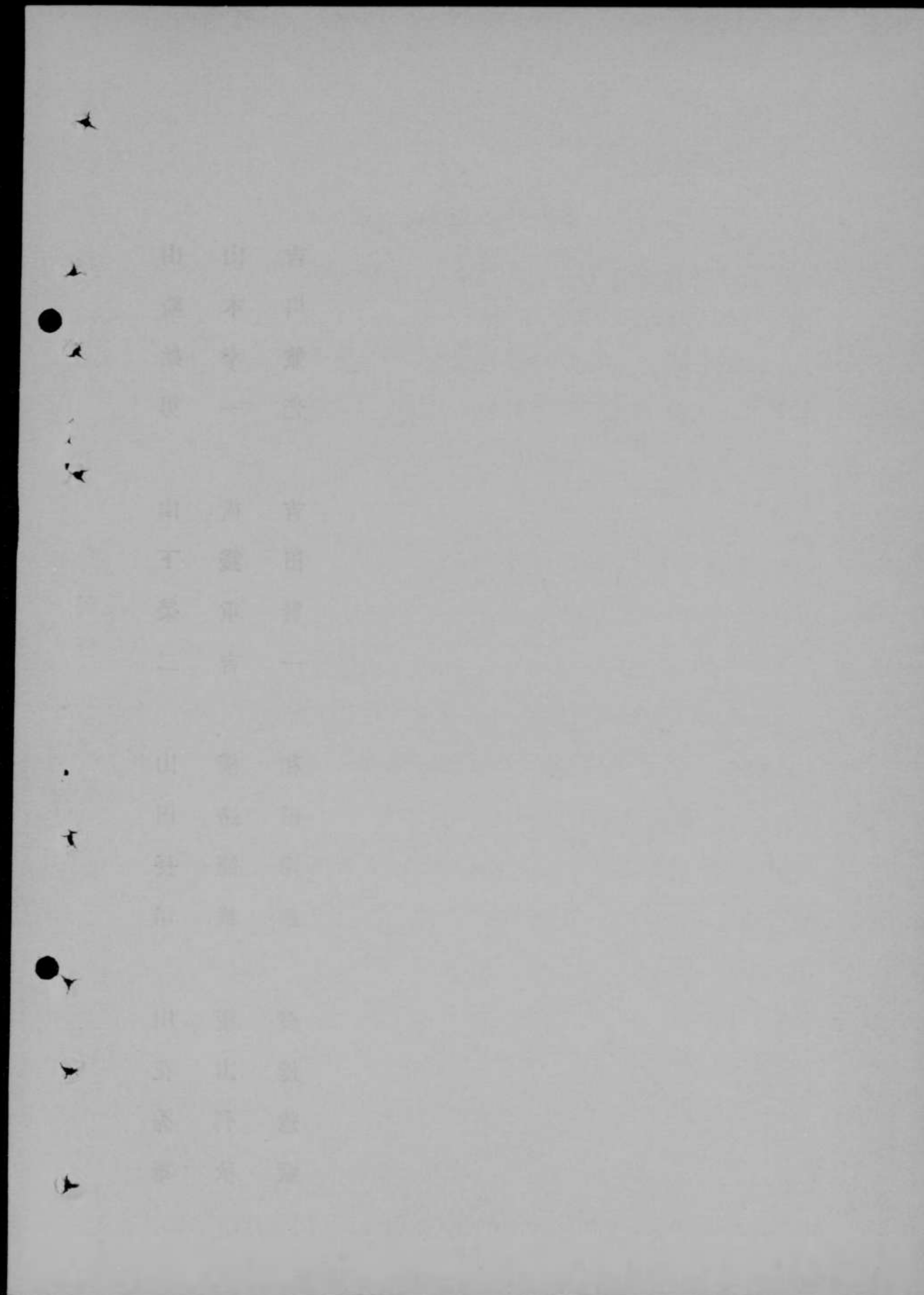
有馬輝武	淡谷悠藏	井岡大治	井谷正吉
井手以誠	井上良二	井堀繁雄	伊瀬幸太郎
伊藤卯四郎	猪俣浩三	池田禎治	石田宥全
石野久男	石橋政嗣	石村英雄	石山權作
稻富稜人	稻村隆一	今澄勇	今村等
受田新吉	小川豊明	大西正道	大矢省三
岡良一	岡田春夫	岡本隆一	加賀田進
加藤清二	風見章	春日一幸	片島港
片山哲	勝間田清一	上林與市郎	神近市子
神田大作	川俣清音	川村繼義	河上丈太郎
河野正	木原津與志	菊地養之輔	北山愛郎

久保田鶴松	久保田豊	栗原俊夫	小平忠
小牧次生	小松幹	小山亮	五島虎雄
河野密	佐々木更三	佐々木良作	佐竹新市
佐竹晴記	佐藤觀次郎	坂本泰良	櫻井奎夫
志村茂治	島上善五郎	下川儀太郎	下平正一
鈴木茂三郎	田中幾三郎	田中織之進	田中武夫
田中利勝	田中稔男	田原春次	田万廣文
多賀谷眞稔	高津正道	滝井義高	竹谷源太郎
楯兼次郎	辻原弘市	戸叶里子	堂森芳夫
中井德次郎	中居英太郎	中崎敏	中島巖
中原健次	中村高一	中村時雄	中村英男

永井勝次郎	成田知巳	西尾末廣	西村榮一
西村彰一	西村力弥	野原覺	芳賀貢
長谷川保	原茂	原彪	日野吉夫
平岡忠次郎	福田昌子	古屋貞雄	帆足計
穂積七郎	細迫兼光	細田綱吉	前田榮之助
正木清	松井政吉	松尾トシ子	松岡駒吉
松平忠久	松原喜之次	松前重義	松本七郎
三鍋義三	三宅正一	水谷長三郎	武藤運十郎
門司亮	森三樹二	森島守人	森本靖
八百板正	八木一男	八木昇	矢尾喜三郎
安平鹿一	柳田秀一	山口シヅエ	山口丈太郎

四

山崎始男	山下榮二	山田長司	山花秀雄
山本幸一	横錢重吉	横路節雄	横山利秋
吉川兼光	吉田賢一	和田博雄	渡邊惣藏



市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織
及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の要旨

1. 指定都市の設置する高等学校で定時制課程のみを置くものの校長並びに定時制の授業を担当する教諭、助教諭及び講師の給料その他の給与は、設置者の負担とすること。
2. 市（指定都市を除く。）町村立幼稚園の園長、教諭及び助教諭の給料その他の給与の二分の一を都道府県の負担とすること。なおこれに伴い、これらの職員の任命権は都道府県の教育委員会に属するものとするほか、給与、定数等に関する事項は都道府県の条例で定めるものとする。
3. この改正は、昭和33年度から実施すること。

裏
面
白
紙

市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）

第一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校、盲学校及びろう学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び事務職員の給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に関する手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償（以下給料その他の給与という。）は、都道府県の負担とする。

第二条 市町村立高等学校で、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）のみを置くものの校長（定時制の課程の外に通常の課程を置くものの校長を除く。）並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師の給料その他の給与は、都道府県の負担とする。

第三条 前二条に規定する職員の給料その他の給与については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条の規定の適用を受けるものを除く外、都道府県の条例でこれを定める。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）

（任命権者）

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 前項の規定による都道府県委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六条第二項の規定にかかわらず、この法律第二十六条の規定によるものとする。

（市町村委員会の内申）

第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 市町村委員会は、教育長の助言により、前項の内申を行うものとする。

(校長の所属教職員の進退に関する意見の申出)

第三十九条 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることが出来る。

(県費負担教職員の任用等)

第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することが出来るものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において地方公務員法第二十二條第一項の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、同条同項の規定は、適用しない。

(県費負担教職員の定数)

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が市町村委員会の意見をきいて定める。

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

(服務の監督)

第四十三条 市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程(前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。)に従い、かつ、市町村委員会その他職務上

の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員の服務の監督又は前条若しくは前項の規定により都道府県が制定する条例の実施について、市町村委員会に対し、一般的指示を行うことができる。

(職階制)

第四十四条 県費負担教職員の職階制は、地方公務員法第二十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県内の県費負担教職員を通じて都道府県が採用するものとし、職階制に関する計画は、都道府県の条例で定める。

(研修)

第四十五条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわ

らず、市町村^町委員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

(勤務成績の評定)

第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に市町村委員会が行うものとする。